

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	志野 文哉
【住所又は本店所在地】	Singapore
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年9月29日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

**【発行者に関する事項】**

発行者の名称	株式会社三陽商会
証券コード	8011
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム）

**【提出者に関する事項】**

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	志野文哉
住所又は本店所在地	Singapore
事務上の連絡先及び担当者名	辻・本郷税理士法人 星野正法
電話番号	080-4600-1293

**【訂正事項】**

訂正される報告書名	変更報告書6
訂正される報告書の報告義務発生日	令和4年9月22日
訂正箇所	【提出書類】変更報告書7と記載するところを変更報告書6と記載したため、訂正致します。

**（訂正前）**

【表紙】

【提出書類】

変更報告書6

**（訂正後）**

【表紙】

【提出書類】

変更報告書7